

○国土交通省告示第五百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年五月九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川嘉瀬川水系嘉瀬川ダム建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 佐賀県佐賀市富士町大字小副川字詰谷、大字関屋字榎木、字鶴、字辻、字田野々、字平、字川向、字重野々、字屋形、字長湊及び字丸葉、大字古湯字大川内、大字畑瀬字千田ヶ原、字宇戸、字大佐古、字上ノ山、字堂ノ下、字中道、字前田、字中田、字苜木、字垣内、字笹本及び字重ノ野、大字栗並字大道及び字九郎、大字大野字鷹羽、字古賀、字入道、字二本松及び字一本松、大字藤瀬字峠及び字本村、大字大串字二本松、字三本松、字一本松、字一本櫻及び字二本櫻、大字下無津呂字一本松並びに大字中原字中原及び字小川地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県佐賀市富士町大字小副川地内、大字関屋地内、大字古湯地内、大字畑瀬地内、大字栗並地内、大字大野地内、大字藤瀬地内、大字大串地内、大字下無津呂地内及び大字中原地内に施行する「一級河川嘉瀬川水系嘉瀬川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとさ

れており、本件事業は同条第2項に基づく指定区間内に含まれていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川嘉瀬川水系嘉瀬川（以下「嘉瀬川」という。）は、佐賀県佐賀市の脊振山系に発し、神水川、天河川、名尾川と合流した後、多布施川を分派し、さらに下流で祇園川と合流して有明海に注ぐ、幹川流路延長57km、流域面積368km²の一級河川である。

嘉瀬川は、その流域が佐賀県佐賀市、同県小城市及び同県神埼市の3市にまたがり、主要な産業は、上流域は農林業、中流域は県都佐賀市を中心とした商業・サービス業、下流域は農水産業である。また、その流水は、約8,990haに及ぶ耕地の農業用水、川上川第一発電所をはじめとする8箇所の水力発電用水及び佐賀市等に対する都市用水として利用されている重要な河川であるが、現況の流下能力が低く、かつ日本一干満差の大きい有明海の影響を受けることや地形的に低平地である佐賀平野を貫流する天井川であるため、ひとたび堤防が決壊すると佐賀市を中心に大洪水が発生し、大きな被害を受けている。中でも、昭和24年8月の洪水は、死者80名、全半壊戸数654戸、床上・床下浸水戸数25,552戸、橋梁流失250ヵ所、堤防決壊219ヵ所等と甚大な被害をもたらした。その後も昭和28年6月の梅雨前線に伴う豪雨による洪水では、死者7名、全半壊戸数175戸、床上・床下浸水戸数31,032戸等の被害が発生し、また、昭和38年6月の梅雨前線に伴う豪雨による洪水では、死者13名、全半壊戸数115戸、床上・床下浸水戸数1,274戸等の被害が発生した。

このように嘉瀬川流域では過去に幾度も洪水被害が発生している一方、夏期において無降雨が続くと河川流量が減少することから、昭和33年を始め、昭和42年、昭和59年、平成6年など頻繁に渇水に見舞われ、既得用水の補給や河川環境維持のための水量が安定的に確保できない状況となっている。

加えて、全国でも有数の農業地帯である嘉瀬川下流域の佐賀平野や白石平野を中心とする佐賀西部地域は、地理的に水源が乏しく、その水源を嘉瀬川に依存している地域であるが、干ばつ時には流量が減少するなど有数の水不足地帯となっている。また、白石地区ではかんがい用水の不足分を地下水に依存しているが、地下水位の低下により地盤沈下が生じている。

さらに、佐賀市の富士中央簡易水道事業の配水区域である佐賀市富士町の水道用水は、現在地下水や渓流水に依存している状態であるが、平成15年7月に実施した水質検査の結果、水質の悪化が確認され、衛生的な水を供給することが不可欠な状態となっている。また、佐賀市富士町における水需要は、公共下水道、浄化槽の整備による水洗化の普及や、観光地の水需要の増加等により、需要の増加が想定され

ており、水量不足が懸念されている。加えて、嘉瀬川の流水を工業用水として利用している王子板紙株式会社では、紙の原料転換に伴う水需要の増加により、新たな水源の確保が必要となっており、それぞれ早急な水源の確保が必要となっている。

このような状況に対して、嘉瀬川水系の治水対策として、平成18年11月に策定された「嘉瀬川水系河川整備基本方針」（以下「河川整備基本方針」という。）において、年超過確率1/100年規模の大雨による洪水を対象にして基準地点官人橋での基本高水のピーク流量を3,400 m^3 /秒と定め、このうち900 m^3 /秒を洪水調節施設により調節し、河道への配分流量を2,500 m^3 /秒としている。本件事業は、この洪水調節施設として、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項及び第5項の規定に基づき、平成19年6月に告示された変更後の「嘉瀬川ダムの建設に関する基本計画」（以下「ダム基本計画」という。）において、嘉瀬川の本件事業実施地点で、年超過確率1/100年規模の大雨による洪水を対象に、計画高水流量2,200 m^3 /秒のうち1,370 m^3 /秒を調節することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において17,500,000 m^3 の容量を確保することとしている。

一方、渇水時にも嘉瀬川における既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、河川整備基本方針及び平成19年10月に策定された「嘉瀬川水系河川整備計画」において、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、基準地点嘉瀬川ダム地点で概ね1.3 m^3 /秒、基準地点池森地点で概ね2.5 m^3 /秒のうち2.2 m^3 /秒の流量を嘉瀬川ダムで確保することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において20,900,000 m^3 の容量を確保し、渇水時に必要な流量を補給することとしている。

加えて、農林水産省では筑後平野を含めた約40,900haの既存農地の抜本的用排水対策を講ずるため「国営筑後川下流土地改良事業計画」を策定しており、このうちの約8,990haの水源を嘉瀬川ダムに依存し、かんがい用水の安定的な供給と農業経営の合理化・近代化を図るため、ダム基本計画では、かんがい期におけるかんがい用水として最大取水量8.84 m^3 /秒を供給することとし、このため、本件事業において29,300,000 m^3 の容量を確保することとしている。

さらに、新たな水道水源の確保が求められている佐賀市富士町の水道水源対策として、富士中央簡易水道事業において平成25年度の佐賀市富士町の1日最大給水量を考慮し、ダム基本計画において、佐賀市富士町の1日最大取水量を2,000 m^3 /日とし、本件事業において130,000 m^3 の容量を確保することとしている。また、紙の原料転換に伴う水需要の増加に応えるため、ダム基本計画において、王子板紙株式会社に対し3,000 m^3 /日の工業用水を供給し、本件事業において170,000 m^3 の容量を確保することとし、水道用水及び工業用水の安定的な供給を図ることとしている。

なお、新たに本件事業の貯留水を利用し、最大出力2,800kW、年間可能電力量16,600MWh（約6,000戸の年間使用電力量相当）の供給が可能となる嘉瀬川発電所を建設し、水力発電によりクリーンなエネルギーを開発することが可能となる。

本件事業は、これらに基づき、嘉瀬川に洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水及び水道用水の確保並びに発電を目的とした多目的ダムの建設工事を行うものであり、本件事業の完成により、他の洪水調節と相まって、基準地点官人橋

での年超過確率1/100年規模の大雨による洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、嘉瀬川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、10年に1回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を補給することが可能となり、さらに、筑後平野におけるかんがい用水の需要水量や今後も増加が予測される佐賀市富士町における水道用水の需要水量及び工業用水の需要水量並びに電力の供給に必要な水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、既得用水の安定的な取水、河川環境の保全、農業の生産性の向上による農業経営の安定合理化、佐賀市富士町の水道用水の安定的な確保、工業用水の安定的な確保並びに電力の安定した供給に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、起業者が平成2年3月に「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月28日閣議決定）等に基づき環境影響評価を実施したところ、水温変化及び濁水現象については本件事業による影響は少なく、富栄養化現象についてもその発生の可能性は低いものと評価されている。また、起業者は環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、平成16年8月に任意で環境影響照査を実施したところ、騒音、水温変化及び富栄養化について一部影響があると予測されるものの、施工箇所周辺への遮音壁の設置、選択取水設備及び曝気循環装置の設置及び運用により、騒音、水温変化及び富栄養化についての影響は小さくなると予測されることから、起業者は遮音壁の設置、選択取水設備及び曝気循環装置の設置及び運用を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内の土地には、環境省レッドデータブックに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているクロシジミ、ウキゴケ、イチョウウキゴケ等が確認されたが、起業者は、産卵木の植栽や、個体の移植を行うなど適切な措置を講ずることとしている。

また、本件事業地内においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が12箇所存在するが、起業者は、佐賀県教育委員会との協議により記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、嘉瀬川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水及び工業用水の確保並びに発電を目的として、堤高97m、総貯水容量71,000,000m³の重力式コンクリートダムの建設工事を施行するものである。本件事業の事業計画は、(1)で述べた洪水調節、流水の正常な機能の

維持に必要な流量、かんがい用水、水道用水及び工業用水の需要水量並びに発電に必要な水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業のダムサイトについては、地形、地質的条件から嘉瀬川流域において、畑瀬上流サイト案、畑瀬下流サイト案（以下「申請案」という。）、天河川上流サイト案、天河川下流サイト案、古湯上流サイト案、古湯下流サイト案の6案が選定され、その中で貯水に必要なダム高を確保できるように両岸が十分高く、ダム堤頂長を短くするために両岸が接近し、また、ダムの背後に貯水量を十分確保できる位置の検討を行った結果、畑瀬上流サイト案及び申請案がダムサイトの適地として妥当と判断されたため、当該2案について詳細な検討が行われている。

畑瀬上流サイト案と申請案を比較すると、申請案は、取得必要面積及び水没戸数が少なく、ダムの安全性を確保するための地形及び地質上最も適していること、事業費が最も廉価であり経済性に優れることなどから、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、嘉瀬川は過去に何度も豪雨等による氾濫が生じ洪水被害が発生していること、夏季にしばしば渇水に見舞われ、既得用水の安定的な取水や動植物の生息・生育環境等に大きな影響を及ぼしていること、筑後平野で夏季の慢性的な水不足により農業の生産性の向上及び農業経営の安定合理化が阻害されていること、佐賀市富士町では今後も水需要が増加すると予測され、水道水源が不足すること、紙の原料転換により水需要が増加すると予測され、工業用水が不足することが見込まれていることなどから、嘉瀬川流域の洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水及び工業用水の確保並びに電力供給のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、佐賀市長を会長とする嘉瀬川ダム対策協力会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認め

られる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 佐賀県佐賀市役所